

## 第 2 2 期 第 3 6 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年9月26日(木) 午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
ウェディングプラザアラスカ 2階 「ガーネットの間」

### 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	堀 内 精 二
	委 員	立 石 政 男
	〃	富 田 重 基
	〃	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	東 信 行 子
	〃	黒 滝 洋 子
	欠席委員	竹ヶ原 公
県 側	水産振興課 副 参 事	野 月 浩
	西北地方水産事務所 所 長	清 藤 真 樹
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志
事 務 局	海区漁業調整委員会事務局 事務局 長	三 橋 潤 一 郎
	〃 主 幹 専 門 員	田 中 規 雄
	〃 技 師	傳 法 利 行

#### 4 提出議案、審議結果

(1) 第1号議案：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

#### 5 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第36回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど、事務局から説明があったとおり、議題として、議案1件、報告事項1件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、古川委員と黒滝委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい。

## 事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号の資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回の諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

## 会 長

県からの説明として、野月副参事、お願いいたします。

## 水産振興課 野月副参事

はい。

議案第1号について、県の方から補足説明させていただきます。

お手元の資料の、2ページ目を御覧いただければと思います。

こちらの方につきましては、左の方から、漁業種別、そして漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について御説明させていただきます。

まず最初の2ページ目ですけれども、漁業魚種は、さめ固定式刺し網漁業でございます。上下の2段に分かれておりまして、上段は小泊漁協の組合員18隻、下段が下前漁協の1隻となっております。こちらが2ページ目でございます。

続いて、3ページ目を御覧いただければと思います。

種別は、はたはた小型定置漁業でございます。

西共第19号、そして20号の共同漁業権漁場の区域で、車力漁協の組合員行使権者というのが資格要件となっております。

許可すべき漁業者の数は3人となっております。

続いて、4ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、なまこ潜水器漁業でございます。

操業区域は、西共第39号の共同漁業権漁場の区域で、資格としては、39号の漁業行使権者、これは後潟漁協ということで、こちらの1者、1人が認可すべき数となっております。

最後に5ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、なまこ雑けた網漁業でございます。

内容としましては、西共第55号共同漁業権漁場の区域で、資格は漁業権行使権者であります川内町漁協であり、認可すべき漁業者の数は、この1人になってございます。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

## 会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

それでは、皆さん、御質問、御意見はありませんでしょうか。

## 会 長

それでは、御意見、御質問がないようですので、「なし」としてよろしいでしょうか。

## 委 員

(「はい」の声あり。)

## 会 長

それでは、御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることにいたしたいと思いますが、皆さん、御異議ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任をお願いいたします。

次に報告事項について、事務局から報告を求めます。

## 事務局長

はい、会長。

## 会 長

はい。

## 事務局長

それでは、報告事項につきまして、御説明させていただきます。

報告資料の1の1ページ目を御覧ください。

令和6年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果につきましては、令和6年8月8日に当連合会の方から、その結果について送付がありました。

次に、資料2でございますが、その内容をまとめたものとなっております。

本委員会から要望が出され、全国連合会の要望事項として、関係機関に要望された事項について、若干説明させていただきます。

まず、太平洋クロマグロの資源管理についてですが、資料2の6ページから11ページまでがその記載となっております。

本委員会の要望事項に関連するページは、8ページでございますが、8ページの下段、2の①、このカタカナのイ及びウにかかる部分となっております。

本委員会からは、大中型巻き網漁業を含む各種漁業の小型魚漁獲実態について、総合的な調査等を実施し、より効率で効果的な小型魚保護対策を検討すること。と、資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者に十分な説明を尽くすことを要望として提案しましたが、要望内容が全国連合会の中で変更となり、イ及びウのとおり要望している形となっております。

これに対して水産庁からは、右の欄の方の3の②に記載があるとおりの、科学的に小型魚の漁獲規制が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされていることから、令和6管理年度大中型巻き網漁業への小型魚の配分にあたっては、300トン大型魚に振り替えることで削減し、2002年から2004年の平均漁獲実績の5分の1まで減少させた、という回答があります。

また、次の4のところに記載がありますが、今後も沿岸漁業者の理解が得られるよう、丁寧に説明を行って参りたい。という回答がありました。

次に御覧いただきたいのが9ページになります。

2の②の部分ですが、本委員会からは、定置網に入った小型魚を生かして放流する実用的な技術の確立を要望したのですが、これが、ア、混獲回避、再放流技術開発という形の要望になりまして、これに対する水産庁の回答は、継続ということで、昨年、令和5年度と同じ回答、右欄の1及び2のとおりとなっております。

それから、次に10ページ目でございます。

2の③のウになりますが、資源管理に伴う減収対策、これを要望したのですが、これに対しては、右欄の上部、ア～エでまとまっているんですが、1、2に記載されているとおりの、引き続き予算の確保に努めるといった回答となっております。

あと、うちの方から要望しました遊漁に関する監視・指導強化につきましては、11ページの下段、3のところに記載されております。

水産庁からは、右側の3から6が新規回答ということになっておりまして、令和6年4月から広域漁調の指示に従う旨の大臣命令、いわゆる裏付け命令を直ちに発することとしたということや、それによって速やかに罰則適用が行えるようにしたということ。

それから、6のところの最後には書いてあるんですが、マグロ遊漁の届出制の導入を検討するといった形の回答がされております。

本委員会から、もう1つ要望事項としてあげました、海洋環境の変化・変動に応じた資源管理等の推進について、これにつきましては、13ページ、中段ですね、1の④のところの要望事項と回答、水産庁の回答がまとめられております。後ほど読んでいただければと思います。

また、他の部分、他県委員会等からの要望事項をまとめた部分につきまして、これに全て載っておりますので、委員の皆様において一読していただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

## 会 長

ただ今、事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

皆さん、御質問、御意見はありませんか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

皆さんから、御意見、御質問がないようですので、それでは、本日本日予定していた議事を全て終了し、以上をもちまして、第22期第36回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時44分